

令和 7 年度 事業計画書

社会福祉法人よいち福祉会

目 次

法人本部	1
特別養護老人ホーム フルーツ・シャトーよいち	4
地域密着型特別養護老人ホーム ゆうるり	10
デイサービスセンター フルーツ・シャトーよいち	15
デイサービスセンター ぷらっとよいち	19
デイサービスセンター よいち銀座はくちょう	23
高齢者グループホーム フルーツ・シャトーよいち	26
小規模多機能型居宅介護事業所 ほっとハウス・よいち	30
サービス付き高齢者向け住宅 ふる一つの郷	34
サービス付き高齢者向け住宅 ぬくもりの郷	37
居宅介護支援事業所フルーツ・シャトーよいち	40
余市町地域包括支援センター	43
介護総合相談スペース あったか	47
余市町訪問配食サービス事業	48
児童養護施設 櫻ヶ丘学園	49
地域小規模児童養護施設 さくら	51
児童養護施設 北海愛星学園	52
地域小規模児童養護施設 kuu まこまない	54
児童福祉施設 にき保育園	55
地域子育て支援拠点 おおきな木	56

令和7年度 社会福祉法人よいち福祉会 事業計画書

○重点的な取組み

(1) 法人機能の強化及び公益事業の取組推進

- ア. 高齢者や児童といった制度の枠に捉われない総合的・複合的な福祉サービスの提供について研究検討し、後志地域広域に渡る法人としての独自性を最大限に発揮しながら経営基盤の強化に繋げる。
- イ. 社会福祉法人としての社会公益事業の新規取組を企画開発するとともに、現在行っている高齢者見守りシステムの更新、サ高住「ぬくもりの郷」において生活保護者の受入れ、広域的な介護相談事業所あったかの利用拡大など、関係機関と連携を図りながら地域に貢献できる事業を一層進める。又、地域子育て支援拠点「おおきな木」での地域への絵本の貸し出し、社会的養護における里親支援、地域交流促進のための場の提供などを蘭越町においても実施を検討し、社会福祉法人としての役割を積極的に果たす。

(2) 法人運営体制の強化とサービスの質の一層の向上

- ア. 法人単位、事業所単位のBCPに基づく訓練などを通して災害などが発生しても利用者安心して生活できる体制を構築する。
- イ. 外部評価の実施などサービスの質の向上を図る取り組みを一層推進し、その取り組み内容を適時に情報発信し、法人への信頼を高める取り組みに努める。
- ウ. 社会福祉法人による虐待事件が発生している状況を鑑みて、職員の研修体制を強化し、虐待事件が発生しないような施設外部からの声などを取り入れ易くするシステム作りを行う。

(3) 人材確保及び人材育成の取組の推進強化

- ア. 人材確保については、特に採用が厳しい介護現場の職

員確保に向けて、外国人技能実習生の受入、特定技能による外国人人材の受入れを推進するとともに、地域における外国人介護人材の受入れの中心となるような取組を行う。

イ. 介護の魅力フェアについては地域全体の取組として実施できるよう地域行政を巻き込んだ事業になるよう検討する。

ウ. 子育て世帯や単身子育て世帯への待遇見直しを進め、法人として子育てをする職員への支援を強化するとともに、働きやすい環境を整備することで職員確保に繋げる。

エ. 地域の学校と連携を強化し、児童、生徒に対する介護教育を推進することで、地域の介護人材育成を進める。

オ. 非常勤職員など資格を有していない職員採用を進め、法人で資格取得を支援するなど採用後の人材育成を一層進める。

カ. 非常勤職員に対するキャリア形成を明確にし、資格取得、一定の基準に達したスキルなどを適切に評価することで、人材育成とサービスの質の向上に資する。

(4) 一部高齢者事業部門の将来的な事業再編等の検討

ア. 小規模多機能事業所の短期入所居室の拡大及びサテライト施設の整備等を検討する。

イ. 介護保険外サービス事業の研究を進める。特に家事サービス全般を行う家政婦派遣事業の実施や高齢者の暮らしを支える便利屋的な事業実施について近い将来の実施を目指して、研究・検討を進める。

(5) 児童福祉事業の整備計画の推進

ア. 令和6年度に不調に終わった老朽化している北海愛星学園の改築事業を蘭越町の協力を受けて実現に向けて作業を進める。

イ. 児童養護施設の小規模化・地域分散化を推進し、札幌市真駒内地区で新規に開設する地域小規模児童養護施設 KUU2 の早期の事業の安定化を目指す。

ウ. 国の方針に従って櫻ヶ丘学園の小規模化を進めるとともに、余市において新たな児童養護施設整備を検討する。

エ. 新たに整備された仁木町の子育て支援施設（イコロ）における保育事業と子育て支援施設の円滑な事業実施に取り組む。

オ. 北後志における児童家庭支援センター設置への取り組みと開設を目標に準備を進める。

（６）職場環境の改善及び

ア. 雇用者満足を高めるために、労働条件の改善を進めて、働きやすい職場環境を構築する。

イ. 職務に直接関連する資格取得の学習等に対して、法人として積極的に支援する。

令和7年度 介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業所
特別養護老人ホーム フルーツ・シャトーよいち
事業計画書

○今年度の取組みの概要

令和6年度の介護保険法改正に基づき、入居者の重度化防止のための支援強化、特に口腔ケア・栄養管理・褥瘡予防の取り組みを一層進める。また、2年後に義務化となる生産性向上に向けた介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の準備を行う。継続した取り組みとしては、サービスの質の向上・入所稼働率の向上、人材確保の取り組み、職員教育体制の再整備に取り組む。

サービスの質については、基本的な視点に立ち返り普通の暮らしを守る人権尊重の徹底化に取り組む。

新規入居者の確保については、潜在待機者の確保に取り組む。地域ニーズを拾うことも目的とした地域ボランティアの積極受け入れ、当法人居宅介護支援事業所、余市協会病院との定期的な連携会議を継続し、入所ニーズを把握・待機者の確保に繋げる。

介護人材確保のための取り組みは一層強化させる。特に、町内中高校の生徒をターゲットとして、地域住民や中学生も交えた高校の福祉の協働研究などの取組を継続する。

○重点的な取組み

(1) 将来的な人材確保へ向けた取り組み

- ア. 実習生や学生ボランティアを積極的に受け入れる。高齢者福祉の仕事に就職したいと思えるような取組を行う。
- イ. 将来的な人材確保を目的として、地域の学生などを対象に「介護の魅力フェア」を実施する。介護体験の機会を通じて興味関心が高まるような内容を企画、実施する。
- ウ. 町内外の学校・札幌の介護専門校との関係作りを積極的に行う。高校の福祉授業の学習サポートなども継続し、高齢者福祉の仕事を志望する生徒が出てくる様、人材確保の取り組みを推進する。

(2) 外国人人材の育成及び定着へ向けた取り組み

- ア. EPAフィリピン介護福祉士候補生の日本語のさらなる習得と国家試験合格のための学習支援を行う。
- イ. フィリピン技能実習生の日本語学習の支援・資格取得に向けた支援を実施する。また、特定技能実習生には介護記録の入力等より専門性の高い業務の習得を目指す。

(3) サービスの質の向上に向けた人材育成

- ア. 離床支援、口腔ケア、排泄ケア、保清など、基本的な支援の提供方法について学習し直し、個別のケアの質を高めるための人材育成に力点を置く。
- イ. 施設内外の各研修会に積極的に参加させ、業務に対する知識・技術の向上に努めるとともに職員全体のレベルアップを図る。
- ウ. 介護福祉士取得へ向けた実務者研修の受講支援、模擬試験の実施、学習場所の提供など、施設として資格取得の支援を行う。

(4) サービスの質の向上

- ア. ノーリフトケアを推進し、職員の腰痛予防・入居者の移乗・移動・体動の際の負担を軽減する。また、入居者の方の能力も活用したケアにより心身機能の低下の防止に努める。
- イ. 家族懇談会の実施。ご家族への情報発信により、施設で行っていることを積極的に公開し、家族との良好な関係を構築する。
- ウ. 入居者の権利（選択・自己決定・プライバシー保護・行動が抑制されない・普通の生活を送る権利など）を常に尊重しながら支援する。
- エ. 利用者からのサービス満足度の聞き取りを年1回実施する。特に接遇や介護方法の改善を行う。利用者の気持ちを一層尊重した支援を提供する。
- オ. 認知症による周辺症状＝問題とならないよう、介護拒

否や見当識障害等個々の症状のアセスメント、ケアを研究する仕組みを改めて作る。認知症対応の強化に努める。

- カ. 肺炎予防や栄養保持を目的に口腔衛生管理が制度上令和6年度から義務となったことに関連し、歯科医師等の助言に基づいた口腔衛生を推進する。
- キ. 看護師が中心となる多職種連携により3か月毎定期的に褥瘡リスク（圧がかかっている発赤の有無等）の点検を行い、褥瘡発生の防止に取り組む。

（５）入居稼働率向上の運営

- ア. 入院者の治療経過を常に把握し、医療の必要性により長期化が予想される場合には、早期に退所調整を実施する。
- イ. 退居後から新規入居の決定までに要する空床期間の短縮化のために、空床の発生前に入居申し込み者との事前面談を適宜行い、優先度の高い入居候補者リストを選定しておく。
- ウ. 潜在入所ニーズを把握して、空床時速やかに入所に繋げるために、地域団体からの入所ニーズの収集、法人内居宅介護支援事業所、また協力医療機関である余市協会病院等との連携強化を図る。
- エ. 要介護１・２の申込者の情報を収集し、特例該当者がいる場合には、特例該当の認定申請を自治体に対して速やかに行い、入居待機者確保に努める。

（６）サテライト特養ゆうりとの連携

- ア. ユニット型地域密着型特別養護老人ホームゆうりの運営について、人材、研修などの面から支援し、運営が安定し続けるようバックアップする。

（７）看取り介護の一層の推進

- ア. 厚生労働省から示されている「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセス（本人の意思・決定に基づくケア）に関するガイドライン」等の内容に沿い、看取り介護の質を高め、最後まで入居者の生活を支える体制を強化する。

（８）入居者の日課計画を生かした支援

- ア. 在宅にいた頃の生活習慣等の情報を施設での暮らしに生かしながら支援する。特に入居者の日課を重視した、その人に合った支援、より楽しく生活できるような支援を行う。
- イ. 入居して１週間、ひと月後に入居者や家族に聞き取りを行い、施設での日課・暮らしの評価・感想・意見を伺い、希望や状態に応じた支援を行う。

（９）食事内容・提供方法の改善の推進

- ア. 給食会議では「美味しい食事」を常に目標として多職種で協議する。定期的に会議参加者で試食、食器の点検を実施し、見た目や味、食器の適正について意見交換を行い、食環境を改善する。
- イ. 可能な限り普通食を維持することを目標に置く。定期的なミールラウンドを行う中で、嚥下咀嚼機能の評価を行い食事形態のアップを目指す。
- ウ. 季節の行事食では旬の食材を献立に取り込み、季節感を楽しんで頂く。またお品書きなどを作成し、食事・季節をより楽しめるための雰囲気作りを行う。
- エ. 入居者個別の栄養プランに基づいた食の提供をすると同時に、食事量の把握・体重管理を適切に実施する。
- オ. 嗜好調査を実施し、入居者の希望や意見をより一層取り入れた食事提供を行う。又、普段の食事提供においても利用者の方から意見をいただけるよう体制を整備する。

（10）苦情相談対応と苦情内容・対応の公開

- ア. 苦情や意見を積極的に拾い上げ、サービスの質の改善に繋げ、一層利用者主体のサービスになるよう取り組む。
- イ. 苦情相談の内容、対応経過についての取組みを利用者、家族、地域住民に積極的に発信し、より透明性の高い施設運営に取り組む。

(11) リスクマネジメントの体制強化

- ア. 事故防止委員会が中心となり、事故予防の計画及び事故対策の検証などのPDCAサイクルを確立させる。
- イ. 身体拘束と虐待の予防の取組みを継続する。人権の尊重を軸として、身体拘束や虐待防止（特に身体的・心理的・ネグレクト等）にかかる定期的な職員の理解度確認、研修の開催、職員の言葉・行動含めたケアの点検と改善に関する委員会の活動を全体周知及び徹底化する。

(12) 感染症と緊急時の対応力強化

- ア. 非常災害及び感染症対応BCPに基づいた研修・訓練を法令に基づき実施する。
- イ. 配置医師及び協力医療機関との連携により、緊急時の対応を実行する。また、介護職員の基礎的な医療知識向上・応急処置（胸骨圧迫とAED）の習得に努める。
- ウ. 感染症の発生時には協力医療機関と連携し感染拡大の制御に努める。

(13) 防災対策の推進・強化

- ア. 非常食・緊急医療品・懐中電灯等の常備、施設内外の危険箇所の点検・改善等防災対策を徹底する。
- イ. 施設設備が完全に機能するよう、点検・整備を常に励行し、災害等の被害が拡大しないよう努める。
- ウ. 原子力災害・火災、地震などの災害が発生した場合、

入居者・利用者の安全確保に迅速に対応できるよう、
避難計画を共有する。

(14) 情報公開と広報活動の活性化

- ア. 施設運営の情報（苦情・事故、取組）をホームページ
へ掲載等により積極的に公開していく。

令和7年度 地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業所
地域密着型特別養護老人ホーム ゆうるり
事業計画書

○今年度の取組みの概要

令和6年度の介護保険法改正に基づき、入居者の重度化防止のための支援強化、特に口腔ケア・栄養管理・褥瘡予防の取り組みを一層進める。また、2年後に義務化となる生産性向上に向けた介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の検討を行う。

サービスの質については、利用者主体とする運営理念の徹底化・人材育成により、不適切対応・虐待防止の取り組みを強化する。虐待防止には定期研修、日常のケアの点検体制を強化する。

加えて人口が減少している積丹町では、入居待機者の確保は喫緊の課題であることから、積丹町と連携を図り、潜在待機者の把握に努め、入居者の確保に取り組む。

○重点的な取組み

(1) 重度化予防のための取り組み

- ア. 入居者ごとの定期的なアセスメントによる状態把握、LIFEの評価結果を踏まえ、個々の状態に応じた適切なケアの提供に努める。
- イ. 入居者が楽しみながら運動できる機会を提供し、より一層の活性化を図る。
- ウ. 尿路感染症や誤嚥性肺炎など高齢者が罹患しやすい疾患について、個々の状態や既往歴等を踏まえ、看護師を中心として日々の適切なケアを実践し予防活動に取り組む。
- エ. 転倒事故による骨折での重度化を防ぐため、個別の転倒リスク度の定期的な見直しを実施し、転倒予防に努める。

(2) サービスの質の向上

- ア. 入居者と対話する機会を意図的に作り、希望や要望を聞き取る。希望や状態に応じた支援につなげる。
- イ. 季節に合わせた行事、レク活動を実施する。実施した行事の内容を評価し、より楽しめる活動となるよう努める。
- ウ. よりおいしい食事の提供を目指して、食事について入居者のからの意見を聞きながら、食事内容の見直しや新しい食品の導入など、栄養士が主体となって改善に努める。

(3) 地域交流の推進

- ア. 地域の子供や住民が、共生スペース「いこい」を気軽に利用できる環境作りを進める。また、その場所で入居者と住民・子供の触れ合い・交流の機会を作り、一層の生活活性化を目指す。
- イ. 地域と交流する行事の企画、また地域の行事に参加し、施設と地域の関係が一層良好になるよう努める。
- ウ. ボランティアの発掘、受入れ活動を推進し、入居者に地域との接点を感じていただくような機会を一層作る。
- エ. 小中学校に訪問し、総合学習での講話をさせていただく依頼をする、行事の手伝いを応募するなど、施設との関係構築に努める。

(4) 本体特養フルーツ・シャトーよいちとの連携強化及び職員のスキルアップ

- ア. 本体特養とサテライト特養の協力体制の強化を図る。特に介護の方針、接遇の在り方、事故や苦情の対応などの対応について共有すると同時に、施設内の研修の実施等により、職員のスキルアップに取り組む。
- イ. 認知症対応力強化のため、認知症ケアについての研修（実践リーダー・実践者研修等）に参加させる。

- ウ. 職員配置においても本体特養とゆうるり職員の交換勤務など、協力体制を強化する。

(5) 積丹町立国民健康保険診療所と余市協会病院との連携

- ア. 積丹診療所医師の定期的な往診のほか、必要に応じて余市協会病院と連携を取り、入居者の健康保持に努める。

(6) 透明性のある運営

- ア. 地域密着型サービスに2か月に1回の実施が義務付けられている運営推進会議において、特養の活動報告を実施する。運営に対して、入居者家族、住民代表、町職員からの意見、評価をもらうことで、運営内容の共有、そして地域との関係を構築する。
- イ. 運営推進会議の内容については公表が求められていることから、ご家族には定期的に配布し、地域の方も閲覧できる環境を整える。

(7) 入居者にとって充実した生活環境の提供と家族との信頼関係の構築

- ア. 挨拶・言葉使い・態度などの接遇姿勢を維持・向上する。誰に対しても気持ちの良い接遇、家族や来園者が相談しやすい環境を一層作っていく。
- イ. 家族への日々の連絡、家族懇談会などでの情報交換により、施設で行っていることを積極的に発信し、家族との良好な関係を構築する。
- ウ. 入居者個別の習慣や個別日課計画に基づいた、個別性のある支援を実施する。

(8) 苦情処理及びリスクマネジメント体制の確立

- ア. 苦情をいつでも言える環境として意見箱の設置。又、

苦情処理経過や事故に対する取組みを利用者、家族、地域住民に積極的に発信し、より透明性の高い施設運営に取り組む。

- イ. 身体拘束と虐待の予防の取組みを継続する。人権の尊重を軸として、身体拘束や虐待防止（特に身体的・心理的・ネグレクト等）にかかる定期的な職員の理解度確認、研修の開催、職員の言葉・行動含めたケアの点検と改善に関する委員会の活動を全体周知及び徹底化する。

（９） 感染症と緊急時の対応力強化

- ア. 非常災害及び感染症対応BCPに基づいた研修・訓練を法令に基づき実施する。
- イ. 配置医師及び協力医療機関の協力を得て、緊急時の対応方法を改めて整理する。また、介護職員の基礎的な医療知識向上・応急処置（胸骨圧迫とAED）の習得に努める。
- ウ. 感染症の発生時には協力医療機関と連携し感染拡大の制御に努める。

（10） 防災対策の推進・強化

- ア. 食事提供のための食材（副食）の発注先については災害時に食材供給が停止することを避けるためにも複数社で提供を継続する。
- イ. 非常食・緊急医療品・懐中電灯等の常備、施設内外の危険箇所の点検・改善等防災対策を徹底する。
- ウ. 施設設備が完全に機能するよう、点検・整備を常に励行し、災害等の被害が拡大しないよう努める。
- エ. 原子力災害・火災、地震などの災害が発生した場合、入居者・利用者の安全確保に迅速に対応できるよう、避難計画を全職員で共有する。

(11) 短期入所事業の利用推進と待機者の確保

- ア. 入院等による空床利用、併設型の短期入所の活用を積極的に推進する。
- イ. 積丹町と連携し、在宅で介護をしている方の情報把握、ケアマネジャーとの関係をより密にし、待機者の確保に努める。
- ウ. 関係ケアマネジャーなどと連携し、在宅介護をしている方、また将来的に介護が必要な入所ニーズのある方の情報把握を積極的に行う。積丹町の中心部地域に限らずニーズに応じてその地域への訪問、相談会の開催等を検討する。
- エ. 後志近郊・札幌市の病院等関係機関への関係を築き、速やかに入居希望の紹介に繋がるように働きかける。

令和7年度 通所介護事業・認知症対応型通所介護事業
デイサービスセンターフルーツ・シャトーよいち
事業計画書

○今年度の取り組みの概要

利用継続していただけるよう、利用者・利用者家族・地域住民から信頼されるセンターとなるようより一層努める。

利用者個々の生活環境・生活形態に即した個別支援・自立支援を目指し、買い物や短時間利用等利用者が求めているニーズに合わせサービスを提供していく。

安全教育を徹底し、安全運転・安全安心な送迎を心掛ける。また、虐待・身体的拘束防止や災害・感染症についての研修を定期開催しサービスの質の向上を図る。

○重点的な取り組み

(1) ケアの質向上に向けたLIFE（科学的介護情報システム）の活用

ア. 利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況など利用者の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、評価を受けケアプランへの反映、個別ケアの改善に取り組む。

(2) 利用者・家族が求めるケアの充実

ア. 利用者個々の生活アセスメントに基づき個人の経験や趣向を活かしながら、小集団のサービスを準備し、利用者が自ら選択して充実した時間を過ごして頂けるようサービスの改善を行う。

イ. 利用者や家族・担当介護支援専門員、他の関係機関や地域住民活動と連携を図りながら利用者の在宅生活が継続できるよう支援に努める。

ウ. 安全な送迎の実施のために、安全運転管理者・車輛管理責任者を中心として安全教育を徹底し、運転の技術の向上を図り、車輛の管理、日常点検・整備を行い、送迎中の安全性をより重視した体制をとり、利用者・家族にとって事故の無い安全で安心した利用に繋げる。運転の前後でのアルコールチェックを徹底し絶対に飲酒運転をしない、させないよう体制を継続する。

(3) 介護予防及び地域連携活動の推進

- ア. 各居宅介護支援事業所・地域包括支援センターと連携を取り合い、要介護状態を予防しながら自立した日常生活を送れるよう心身機能の維持と個々の能力に応じたサービスを提供する。
- イ. 利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流、ボランティアの受け入れを推進する。

(4) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 会議・施設内研修を積極的に実施し、職員の資質向上を図る。虐待防止・身体的拘束・認知症ケアに関する研修には積極的に参加させ、職員のスキルを向上させる。
- イ. 職員が一致協力して運営にあたることができるよう、職員の育成体制や業務分担の見直しを行い、ICT等の活用を行い職員が働きやすい環境を整えより良いサービスが提供できるように一層推し進める。
- ウ. 事故防止の徹底とリスクマネジメント体制の整備・確立のために、職員間の情報共有を徹底し、事故予防や事故対策の取り組みを一層推し進める。
- エ. 全職員が利用者や家族に対して適切で印象のよい接遇ができるよう、現状の接遇姿勢を日々見直す機会を設け課題に基づいて改善し利用者や家族が安心してサービスを受けられるように努める。
- オ. 法人内システムやタブレット端末の有効活用などにより業務の効率化を図ることで無理・無駄を排し職員の負担軽減・コスト低減に努める。

(5) サテライト型デイ「ぷらっと・よいち」・「よいち銀座はくちょう」・共用型指定認知症対応型通所介護事業所との連携

- ア. プらっと・よいち、よいち銀座はくちょう、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の運営状況を把握し、その取り組みの中で参考になる点をサービスに取り入れるよう努める。

- イ. 業務全般における情報を相互に共有・連携する事でより一層サービス向上に努め、利用者・ご家族に選ばれるデイサービスを目指す。

(6) 通所介護計画書をもとにしたサービスの提供体制の見直し

- ア. 利用者の身体的・精神的な状態を正確に記録し、そのデータ及び介護支援専門員による介護支援計画を基に適正な通所介護計画・予防通所介護計画書を作成し、個々の心身の状況に応じた援助に努める。
- イ. 作成した通所介護計画書・予防通所介護計画書を介護支援専門員に提出し、居宅サービス計画と個別サービス計画作成と連動性を高める情報の共有を図る。
- ウ. 一定期間において、提供したサービスの根拠となる通所介護計画書・予防通所介護計画書の評価を実施し、サービスが利用者個々のニーズに則していたかどうかの見直しを適切に実施する。

(7) デイサービス利用者確保への取り組み

- ア. 記録システムや連携システム等の活用により各居宅支援事業所・地域包括センターとの連携を効率化することでより一層連絡を密にし、サービスを必要としている方の個々の身体状況や嗜好などを理解し、より良いサービスを提供することで安定した利用者確保に繋げる。
- イ. デイサービスのサービス内容を積極的に地域に向けて情報発信し、地域住民・在宅高齢者の体験的な利用の推進を行う等、新規利用者の確保に努める。
- ウ. 利用者のニーズに合わせたサービスを提供する為、利用者の意見や希望を取り入れ、サービスの改善を図る。また、提供しているサービスを定期的に見直し、実施

状況を評価しサービス改善に努め、利用者の確保に努める。

(8) 感染症や災害への対応力強化

- ア. 安心してサービスを利用していただけるよう、新型コロナウイルス等の感染症への対策を徹底して行い、感染予防に努める。また、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続して提供できる体制の構築を進める。
- イ. 災害及び感染症に係る業務継続計画（ＢＣＰ）を踏まえ、研修やシミュレーション訓練等の実施体制を整え、緊急時の対応に備える。

令和7年度通所介護事業所 ぷらっと・よいち 事業計画書

○今年度の取り組みの概要

利用者が住み慣れた地域、自宅での生活が継続的できるように心身機能の維持、向上を目的としたリハビリテーションや、気分転換、ストレス解消を目的とした、季節の行事やレクリエーションを提供する。また、家族のレスパイト機能としても意識した運営を行う。町内各居宅支援事業所及び地域包括支援センターへ定期的な営業を行うことで、商店街が隣接している高い利便性、少人数で行う家族的氛围で行き届いたサービスであることを知ってもらい利用者獲得につなげる。また、新型コロナウイルス感染症対策及び他感染症の予防を徹底する。虐待防止に係る研修会へ参加し職員教育の充実を図る。

○重点的な取り組み

(1) 安定した事業所運営の確立

- ア. 小規模デイの利点を生かし目の行き届いたサービスを土台に、家庭的な雰囲気の中でのサービスをより一層充実させる事により、個別のニーズに対応したサービスに努め、一層の利用者増に結びつけられるよう務める。また、利用当初は半日利用を提案したり柔軟な利用が出来るようにする。
- イ. 利用者のニーズを的確に把握することで個別ケアサービスの更なる充実を図り、利用者がサービス内容の選択や決定を自主的に行い、利用者の生活向上意欲を高めることができるサービスの提供に努める。また、より一層利用者・家族の意見を取り入れ、要望に迅速に対応出来るサービス提供に努める。
- ウ. 駅近郊の恵まれた立地条件の利便性を活かしたサービス提供を、他事業所・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等に継続的にアピールを行っていく。
- エ. 介護予防サービスの充実を図るために、近所への外出、近隣商店への買物、炊事や食事作り等のより生

活に即したりハビリや脳トレなどの脳を活性化する取り組みを行い、利用者個々の体力・筋力等の機能維持向上・認知機能の維持に努める。

- オ. 法人内のデイサービスセンターよいち・よいち銀座はくちょうや他事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの協力体制の再確認を行い、得た情報を共有し地域ネットワークの一層の充実を図る。
- カ. 感染症対策の徹底を図り、個人の尊厳に配慮しながら他協力機関と連携し、安心して利用して頂けるように努める。
- キ. 災害時への対応にあたって、より一層地域の方と連携をとれるように努め非常災害対策に取り組む。
- ク. 感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスを継続的に提供できるように体制を構築・整備する。
- ケ. 利用者・家族の希望や意見を取り入れて独自のサービス内容の開発・向上に努力する。又、利用者と余市祭りや地域イベント等での地域交流を促進し、地域（近隣商店等）で人と触れ合うことでの相乗効果を得られる取り組みを検討する。また世代間交流が出来るようなイベントも考えていきたい。
- コ. LIFEの活用を通して科学的介護を推進し自立支援・重度化防止を進め利用者に選んでいただけるサービス提供に努める。
- サ. 町内各居宅支援事業所、地域包括支援センターへ定期的な営業活動を行い利用者獲得に努める。

（２）地域に密着した運営の徹底

- ア. 近隣の商店等にデイサービス便りや行事の案内文を配布するなどして地域へ運営内容の周知を図る。また、本年度も地域住民の拠点（休憩所や集会所）として施設の開放を継続し、地域に密着した事業所としての存在基盤を確立する。また地域の方に参加して頂く運営推進会議を定期的に行いデイサービスの魅力を発信していく。

- イ. 事業所周辺の美化などにも積極的に参加し、地域住民・商店・医療機関等と連携を図り、地域に根ざした事業所運営に当たる。
- ウ. 余市町介護支援ボランティアポイント事業などの社会資源を活用し、高齢者の生きがいづくりや社会参加の場を提供し、介護予防を推進する。
- エ. BCPに関する研修会を開催し職員への周知を図る。

(3) フルーツ・シャトーよいち・よいち銀座はくちょうとの連携強化

- ア. 本体施設のフルーツ・シャトーよいち・よいち銀座はくちょうとの連携を一層強化し、法人本部への事業推進状況の報告を徹底する。
- イ. 居宅介護支援事業所フルーツ・シャトーよいち、他居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの相談窓口として活用していただき、利用を希望する地域住民に便宜を図る。

(4) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 現場の課題に対して、全員が一致した考えで取り組める体制ができるよう、サービス開始時と終了時(毎日)のカンファレンスを継続する。又、月1回本体デイサービスセンター及び、よいち銀座はくちょうと共に、デイサービス全体会議を開催し、より良い取り組みや、課題等の解決を行うことで、より効率の良い事業運営に努める。
- イ. 外部研修への参加や他事業所の見学、更なる資格の獲得等の学習する機会を持つことを積極的に奨励し、職員の資質向上を図る。又、研修で学んだ成果を施設内研修として施設内に回覧を行い、職員全員の資質向上を図る。本体デイと協働し虐待防止にかかる研修会を開催、外部研修への参加を促進する。
- ウ. 職員は効率的な施設運営のために、経費等においても無駄を省いた事業所運営を心がける。

- エ. 適切な接遇姿勢をサービス提供の基礎とし、日々研鑽を重ね、一人一人が責任と自覚を持つと共に職員同士のチームシップをとり、より良いサービスを提供し続けていけるよう努める。
- オ. 職員負担を軽減し利用者へのサービス提供をより充実できるよう、ＩＣＴ技術などを活用した業務効率化の方法を検討し取り組む。
- カ. 職員間でデータに基づく科学的介護についての理解を深め、より質の高い介護サービスを提供できるよう科学的介護の取り組みを推進する。
- キ. 認知症ケアの質の向上、利用者の人権を擁護し、虐待についての知識を得て虐待防止に努める為、研修や資格取得を奨励し職員の資質向上をサポートする。

令和7年度 通所介護事業所 よいち銀座はくちょう 事業計画書

○今年度の取組の概要

14時30分から20時30分までのサービス時間の特性を生かす。改めて夕食提供・ダンス等の介護予防活動、夕食イベント食提供など事業所特性の強化と、居宅介護支援事業所や地域団体へのPR活動を強化していく。稼働率向上に向けて、利用者に満足していただけるようサービス改善に努める。

○重点的な取組み

(1) 安定した事業所運営の確立

- ア. 職員は利用者の心身状態を詳細に把握し、利用者全員が楽しみながら安心して過ごせるよう、また家族の方にも安心して送り出して頂けるように配慮する。利用者個人、家族からの悩みや相談事が有った場合、真摯に耳を傾け、解決のために関係各所への情報伝達を適切に行う。
- イ. 日常的に利用者とコミュニケーションを積極的にとり利用者のニーズをとらえ環境整備・提供サービスの改善を図ることで楽しく充実した時間を過ごせるよう支援する。
- ウ. 利用者の社会参加活動や地域住民との交流を促進する観点から、地域住民やボランティア団体等との連携・協力を行う。
- エ. 日常生活支援総合事業の該当利用者を積極的に受け入れ、稼働率増加につなげる。
- オ. 法人内のデイサービスセンターや他事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの情報交換及び連携強化を図り、はくちょう便りやPR誌、利用時の様子を映した動画を活用するなどして、利用者確保に努める。

- カ. 繁華街に位置する施設のためアルコールを提供しサービスの特徴・強みとなっている。継続的にこの強みを維持できるよう、飲酒を希望される方には事前に医師、ケアマネジャー、家族等に確認し、飲酒の際の健康管理を行うなど慎重に対応する。
- キ. 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施に努める。

（２）周辺地域との良好な関係の構築

- ア. 周辺地域からは介護施設であることの認識を深めつつある。近隣の商店とさらなる良好な関係を維持、継続する配慮を怠らない。
- イ. 職員は施設の前で清掃などの業務中は通行者や、他の飲食店関係者へ挨拶を行うなどの礼儀をわきまえる。

（３）フルーツ・シャトーよいちとの連携強化

- ア. 本体施設のフルーツ・シャトーよいちとの連携を強化するとともに、法人本部への事業推進状況の報告を徹底する。
- イ. 居宅介護支援事業所フルーツ・シャトーよいちや地域包括支援センターの相談窓口として活用していただき、利用を希望する地域住民に便宜を図るとともに、利用者増に結び付ける。

（４）職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 現場の課題に対して、全員が一致した考えで取り組める体制ができるよう、毎日カンファレンスを実施する。職員の和を重視し、あらゆる情報を共有し、互いに協力しながら運営できる体制整備に努める。
- イ. 外部研修への参加や他事業所の見学、更なる資格の獲得等の学習する機会を持つことを積極的に奨励し、

職員の資質向上を図る。又、研修で学んだ成果を施設内研修として施設内に回覧を行い、職員全員の資質向上を図る。

- ウ. 職員は効率的な施設運営のために、経費等においてあらゆる無駄を省いた事業所運営に留意するよう努める。
- エ. サービス提供の根幹を適切な接遇姿勢と心得、自ら考えて責任を持って実行するよう務める。
- オ. 同一法人内デイサービスセンター3事業所が、情報の共有と、相互に運営への参画を行う事で、協力体制を強固にし、利用者へ満足いただけるようなサービス提供を目指す。
- カ. 職員負担を軽減し利用者へのサービス提供をより充実できるように、自立支援、重度化防止にICT技術、LIFE等を活用した業務効率化の方法を検討し取り組む。職員間でデータに基づく科学的介護についての理解を深めより質の高い介護サービスを提供できるよう取り組みを行う。
- キ. 団塊世代の高齢化を見据え、より一層利用者の自立支援に向けた取り組みが重要になると考え今後は業務効率化、サービスの質向上、利用者の満足度向上に向けた取り組みを行う。
- ク. 利用者の人権擁護、虐待の防止等を推進するため、虐待防止対策を検討する委員会を開催し、結果を職員へ周知徹底する。虐待防止の指針を整備し、定期的に研修を実施する。

令和7年度 認知症対応型共同生活介護事業所・共用型認知症対応型通所介護事業所
高齢者グループホームフルーツ・シャトーよいち
事業計画書

○今年度の取組の概要

認知症ケアのグループホームとしての専門性を発揮し、利用者がその人らしく生活できるようチームケアの更なる取り組みを進める。利用者の皆様が安心・安全・快適に過ごして頂けるよう、職員とご家族が一体となり、共に利用者支援していく。

高齢者虐待防止の取り組みを一層進め、介護の基本である日々の接遇姿勢、介護の見直し、改善に努めることで介護の質の向上を図る。

○重点的な取り組み

(1) 利用者ケアの充実

- ア. ぬくもりのある家庭的な雰囲気を継続的に提供し、利用者個々が持っている能力を維持しながら、その人らしい生活が送れるようケアを提供する。また家族との信頼関係を深め、共に利用者を支えていくことで、利用者の生活の質の向上を目指す。
- イ. 適切なサービスを提供するための「サービス計画」を作成し、利用者の自立支援、重度化防止に向けた介護を実施する。また、「サービス計画」を適切に見直し、サービスの質の向上に努める。
- ウ. 個別に認知症の行動・心理症状の評価を行い、利用者の行動に現れる認知症状に対し、その原因や対応の在り方を職員全員で検討・実践する。評価に基づいた計画の作成、ケアの評価、振り返り、見直しの一連の流れをチームで実践する。また家族からも考えや意見を聞きとり、職員の関わり方からの症状の改善に繋げる。
- エ. 共用デイサービスにおいて個々の生活状態、身体状況を把握し、通所介護計画に反映、A D L・Q O Lの向上につなげる。

- オ. 運営推進会議において、利用者のケアや地域交流等について意見を頂き、そこでの意見をサービス向上に生かしていく。また、利用者家族へ運営推進会議への参加の呼びかけ、参加出来なかったご家族へも運営推進会議での情報をお伝えし、会議への積極的な参加をお願いする。
- カ. 家族との信頼関係をより一層構築していくため、面会の積極的な働きかけ・家族参加の行事の充実を図り、グループホームに足を運びやすい雰囲気となるよう努める。また日頃の生活の様子を今まで以上に伝えていく。

(2) 高齢者虐待防止の推進

- ア. 虐待防止の方針に基づき、日常の関わり方やケアの内容を点検し、虐待のリスクの芽を摘み未然に防ぐよう努める。
- イ. 身体拘束予防虐待防止委員会と連携し管理者を中心に内部研修を実施する。
- ウ. 接遇姿勢を向上させることが虐待防止に繋がることを職員全員が理解・意識する。利用者との関わりにおいては何事も優しく丁寧に対応することを職員全員で実践し、より一層の接遇姿勢の向上に努める。不適切な介護に対しては即改善できるよう指導していく。

(3) 併設の介護保険サービス事業者等との連携・協力

- ア. 感染症への対応強化として、併設の介護老人福祉施設「フルーツ・シャトーよいち」、通所介護施設等と連携・協力し感染症委員会の開催、指針の整備、研修の実施や発生時のシミュレーションなどを行う。
- イ. 災害時において職員は常に自分の行動・役割を把握し利用者の安全確保に努める。
- ウ. 余市グループホーム連絡協議会等と情報共有を図り、地域の認知症ケアの実態を把握し、運営に生かしてい

く。

- エ. 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等と連携し、利用者家族との連絡調整を行い、利用者が安心した生活を送れるよう積極的に支援する。

(3) 職員の資質向上と研修充実

- ア. 職員は認知症対応力・ターミナルケアの理解を向上させるために研修に参加させる。
- イ. 介護の質の向上を目標とした介護や業務改善に関する意見・考えを職員自らが発信できるような人材像を目指して職員の育成に取り組む。
- ウ. 職員は利用者の命をお預かりしているという生命の尊さと危機感を持ち、職員間で連携しチームケアにあたる。

(4) 安定した事業所運営

- ア. 日常的に事故を未然に防ぐ為、過去の事故事例、ヒヤリハット報告を活用し、同様の事故を起こさない様、介護方法の検討・生活環境の整備を行う。また、日々の体調変化に注意し、早期受診を行い、長期入院とならないように併設の介護老人福祉施設の医務スタッフと協力し利用者の健康維持に努める。
- イ. ターミナルケアの要望があれば看取りに関する指針に基づき、家族・利用者に対し十分な話し合いを行い、理解を得た上で医師や医療機関と連携し、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期が迎えられるよう支援する。
- ウ. 緊急時等の医療対応について、併設の介護老人福祉施設「フルーツ・シャトーよいち」の医務スタッフ及び協力医療機関である「余市協会病院」の支援を受けて利用者の生命の安全確保に努める。
- エ. 協力医療機関である「余市協会病院」と連携を図り、利用者の急変時の対応を確認するなどの情報共有を行

う。また感染症の発生時の対応についての協議を行い、迅速な受診等に繋げられるよう努める。

- オ. 感染症や災害が発生した場合においても、利用者が継続して認知症対応型共同生活介護の提供を受けられるよう、業務継続計画（BCP）に基づき、職員が行動できるよう研修・訓練を実施する。
- カ. 管理者は職員一人ひとりのストレスを溜めずに認知症ケアに携わることが出来るよう、面談等を行い各々が能力を発揮でき、やりがいを感じて仕事出来るような環境作り及び体調管理に努め職員の離職防止に努める。
- キ. 不要な電気や室内の適切な温度調節など無駄を省き資源の節約に努める。
- ク. 地域ボランティアの受け入れを検討し、利用者が地域の中で継続して生活できる様交流を深める。
- ケ. 空床が発生した場合はすぐに入居が可能となるよう、待機者・担当ケアマネジャーなど関係者との連絡調整を密に行い、スムーズに入居できるよう調整を図る。また町内の居宅介護支援事業所などへ入居案内を行い、待機者確保に努める。

令和7年度 小規模多機能型居宅介護事業所ほっとハウス・よいち 事業計画書

○今年度の取組の概要

適切な情報開示及び利用者、家族、関係者との情報共有を積極的に行い、透明性、信頼性の高い事業所運営に心がける。

法人の感染予防の指針に従い利用者及び職員の新型コロナをはじめとする各種感染症の感染予防に努める。

通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを必要な時、必要なだけ利用できる高い利便性を生かし、利用者が住み慣れた自宅、地域での生活が継続できるように支援してゆく。

季節の行事を企画し同世代の交流の場を設け、気分転換の機会や、楽しんでいただける機会を増やし、生きがいや、生活の張りを持って頂けるように支援する。

地域に根差した活動を目標として、地域参加型の行事を開催するなど認知度向上に努める。

職員教育の充実を図る目的として内外の研修会を増やす。特に、虐待をテーマとした研修会や、BCPに関する理解を深める研修会に力を入れる。

他の介護施設や医療施設、各居宅支援事業所、地域包括支援センターとの連携強化を図り運営基盤の安定、利用者を支える強固な体制づくりに努める。

○重点的な取組み

(1) 各種感染症への対応

ア. 町内、近隣市町村の感染状況を把握すると同時に、体調不良の職員は無理せず出勤しないなど、法人の指針に従い感染症を持ち込まないよう予防に努める。

イ. 入居者もしくは職員が感染症に罹患した場合は、速やかに法人と情報共有を図り、指針に従い感染拡大の防止に努める。

ウ. 感染予防に関する研修会、感染者が出た場合のシュミレーション（ガウンテクニック、ゾーニング等）を行い対応力向上に努める。

(2) 安定した事業所運営の確立

- ア. 利用者や家族との信頼関係を大切にする。利便性が高く幅広いサービス提供を通して利用者にとり安心、安定した暮らしの実現をサポートする。他の介護サービスでは対応できない、短時間もしくは長時間の通いサービス及び訪問介護サービスをご利用いただく事で活動の多様性を支えて行く。利用者、家族と健康状態や様子の変化、病院受診内容等の情報共有を図り、気軽に相談出来る環境づくりを行う。
- イ. 利用者の地域活動、社会参加の橋渡し役として、町内会活動の補助、地域住民を招いた行事を企画し参加を促す。
- ウ. ぬくもりの郷に併設されている訪問看護事業所と連携を取ることで、医療と連携した介護サービスを提供する。
- エ. サービスの質向上、業務の効率化を目的とし年間研修計画を策定し定期的な研修を行い職員の質の向上を図る。合わせて、利用者個別のケア会議を適宜開催し個々の課題分析を行い、きめの細かい心の通ったサービス提供を行う。高齢者に対する理解を深める。
- オ. 利用者や家族の希望、課題の解決に真摯に取り組み介護、看護双方の意見を取り入れた居宅計画を立案する。職員は課題を共有し計画に沿ったサービス提供を行なう。
- カ. 本年度も引き続き稼働率100%達成を目標として、利用者獲得のために町内外各医療相談課、各居宅支援事業所、地域包括支援センターへの定期的な訪問営業やウェブメールでの営業活動を行う。情報共有を続けることで関係強化を図り利用者が安心して安定した暮らしの実現に寄与したい。
- キ. 非常災害時に継続的にサービス提供ができる体制の検討、構築に努める。
- ク. 年2回、日中もしくは夜間を想定した避難訓練を行う。

(3) 地域に密着した運営の徹底

- ア. 事業運営推進会議、町内会活動等の関わりや周辺商業施設の利用を通して地域根差した事業所運営を行なう。
- イ. フルーツ・シャトーよいち居宅支援事業所及び地域包括支援センターとの連携を強化する。
- ウ. フルーツ・シャトーよいち居宅支援事業所及び地域包括支援センターとの情報共有を密に行い、良好な関係を構築することで新規利用者獲得につなげる。
- エ. ほっとハウス・よいち発行のお便りを町内会で配布されている広報に織り込んでいただき、地域における認知度向上に努める。

(4) 高齢者虐待防止の推進について

- ア. 接遇・虐待防止委員会による、虐待防止に関する研修を実施し職員の知識を深め、防止に対する意識を高める。
- イ. 定期的に委員会を開催し正しい接遇、虐待防止について話し合う。
- ウ. 正しい接遇姿勢を目標とすることは、虐待防止の第一歩と位置付け日々業務にあたる。

(5) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 定期的に事業所会議を開催し、職員全員が利用者の状態を把握し、利用者に対し最適なサービス提供を行う。
また、積極的な意見交換を行い、業務の効率化、課題解決の場とする。
- イ. 業務の効率化を念頭に置いて、日々業務の見直し、改善を行う。
- ウ. 職員は業務上の消耗備品、電気、水道に至るまで、無

駄のないように注意し節約に心がける。

- エ. 適切な接遇姿勢をサービス提供の礎とし、職員はいかなる状況においても、笑顔で対応し利用者に対し感謝の気持ちを忘れない。
- オ. 職員同士の情報共有を促進し連携強化に努める。職員の労働環境、健康状態に留意し、利用者サービスに最大の効果が発揮できる職場環境を整える。

令和7年度 サービス付き高齢者向け住宅 ふる一つの郷 事業計画書

○今年度の取組の概要

入居者が安心して安全、そして快適な生活を送っていただけるように、法人の感染予防の指針に従い各種感染症の感染予防に努める。職員は、入居者との日々のコミュニケーションを通し心身の変化などの状態把握に努め必要に応じ適切な介護サービスや医療サービスを入居者共に検討してゆく。

入居者同士のトラブルや不満に対し、適宜生活相談を実施し問題解決に努める。

運営基盤強化のために、町内各居宅、地域包括支援センター、各医療機関医療相談課へ継続的な訪問営業を行い連携強化に努める。

職員教育の充実を図る目的として内外の研修会を増やす。特に、虐待をテーマとした研修会や、BCPに関する理解を深める研修会に力を入れる。

2か月に1回程度、入居者向けのサロンを開催し同世代の交流の場を設ける。また年に2回程度、入居者懇談会を開催し、運営状況の報告を行うと同時に、入居者の希望、要望を直接伺う事で、透明性があり満足度の高い運営に努める。

○重点的な取組み

(2) 各種感染症への対応

ア. 町内、近隣市町村の感染状況を把握すると同時に、体調不良の職員は無理せず出勤しないなど、法人の指針に従い感染症を持ち込まないよう予防に努める。

イ. 入居者もしくは職員が感染症に罹患した場合は、速やかに法人と情報共有を図り、指針に従い感染拡大の防止に努める。

ウ. 感染予防に関する研修会、感染者が出た場合のシュミレーション（ガウンテクニック、ゾーニング等）を行い対応力向上に努める。

(2) 安定した事業所運営の確立

- ア. 常時満室運営を目標とする。町内外の各医療機関相談課各宅介護支援事業、地域包括支援センターへ継続的に訪問営業を行う。入居申し込みがあったものの部屋が空いていない場合や、即時入居を希望されない場合は入居待機者として確保する。
- イ. 入居者との生活相談業務を通して心身状態の把握を行い、家族や担当ケアマネと連携し、本人が必要とするサービスを共に検討してゆく。
- ウ. 入居者間のトラブルを未然に防止するため、定期的に居室を訪問して情報収集に努める。また、食事に関する意見、要望等について定期的に聞き取りを行う。
- エ. 一定以上の介護を要する利用者の受け入れも積極的に行う。個々の課題を整理し、併設している小規模多機能型居宅介護事業所ほっとハウス・よいち、ぬくもりの郷併設の訪問介護及び訪問看護事業所と連携して適切なサービスで生活の補完を図る。
- オ. 入居後、持病が悪化するなど、著しく心身機能が悪化した場合は、本人にとり適切な住まいを本人はもちろん、関係者と共に検討する。
- カ. 非常災害時に継続的にサービス提供ができる体制の検討構築に努める。

(3) 高齢者虐待防止の推進について

- ア. 接遇・虐待防止委員会による、虐待防止に関する研修を実施し職員の知識を深め、防止に対する意識を高める。
- イ. 定期的に委員会を開催し正しい接遇、虐待防止について話し合う。
- ウ. 正しい接遇姿勢を目標とすることは、虐待防止の第一歩と位置付け日々業務にあたる。

(4) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 定期的に事業所会議を開催し、職員全員が入居者の状態を把握し、入居者に対し最適なサービス提供を行う。
また、積極的な意見交換を行い、業務の効率化、課題解決の場とする。
- イ. 業務の効率化を念頭に置いて、日々業務の見直し、改善を行う。
- ウ. 職員は業務上の消耗備品、電気、水道に至るまで、無駄のないように注意し節約に心がける。
- エ. 適切な接遇姿勢をサービス提供の礎とし、職員はいかなる状況においても、笑顔で対応し入居者に対し感謝の気持ちを忘れない。
- オ. 職員同士の情報共有を促進し連携強化に努める。職員の労働環境、健康状態に留意し、入居者サービスに最大の効果が発揮できる職場環境を整える。

令和7年度 サービス付き高齢者向け住宅 ぬくもりの郷 事業計画書

○今年度の取組の概要

入居者が安心して安全、そして快適な生活を送っていただけるように、法人の感染予防の指針に従い各種感染症の感染予防に努める。職員は、入居者との日々のコミュニケーションを通し心身の変化などの状態把握に努め必要に応じ適切な介護サービスや医療サービスを入居者共に検討してゆく。

入居者同士のトラブルや不満に対し、適宜生活相談を実施し問題解決に努める。

運営基盤強化のために、町内各居宅、地域包括支援センター、各医療機関医療相談課へ継続的な訪問営業を行い連携強化に努める。

職員教育の充実を図る目的として内外の研修会を増やす。特に、虐待をテーマとした研修会や、BCPに関する理解を深める研修会に力を入れる。

2か月に1回程度、入居者向けのサロンを開催し同世代の交流の場を設ける。また年に2回程度、入居者懇談会を開催し、運営状況の報告を行うと同時に、入居者の希望、要望を直接伺う事で、透明性があり満足度の高い運営に努める。

○重点的な取組み

(3) 各種感染症への対応

ア. 町内、近隣市町村の感染状況を把握すると同時に、体調不良の職員は無理せず出勤しないなど、法人の指針に従い感染症を持ち込まないよう予防に努める。

イ. 入居者もしくは職員が感染症に罹患した場合は、速やかに法人と情報共有を図り、指針に従い感染拡大の防止に努める。

ウ. 感染予防に関する研修会、感染者が出た場合のシュミレーション（ガウンテクニック、ゾーニング等）を行い対応力向上に努める。

(2) 安定した事業所運営の確立

- ア. 常時満室運営を目標とする。町内外の各医療機関相談課各宅介護支援事業、地域包括支援センターへ継続的に訪問し、家賃を抑えた居室を備えている等幅広いニーズが満たえられる点を宣伝する。入居申し込みがあったものの部屋が空いていない場合や、即時入居を希望されない場合は入居待機者として確保する。
- イ. 入居者との生活相談業務を通して心身状態の把握を行い、家族や担当ケアマネと連携し、本人が必要とするサービスを共に検討してゆく。
- ウ. 入居者間のトラブルを未然に防止するため、定期的に居室を訪問して情報収集に努める。また、食事に関する意見、要望等について定期的に聞き取りを行う。
- エ. 一定以上の介護を要する利用者の受け入れも積極的に行う。個々の課題を整理し、併設している小規模多機能型居宅介護事業所ほっとハウス・よいち、ぬくもりの郷併設の訪問介護及び訪問看護事業所と連携して適切なサービスで生活の補完を図る。
- オ. 入居後、持病が悪化するなど、著しく心身機能が悪化した場合は、本人にとり適切な住まいを本人はもちろん、関係者と共に検討する。
- カ. 非常災害時に継続的にサービス提供ができる体制の検討構築に努める。

(3) 高齢者虐待防止の推進について

- ア. 接遇・虐待防止委員会による、虐待防止に関する研修を実施し職員の知識を深め、防止に対する意識を高める。
- イ. 定期的に委員会を開催し正しい接遇、虐待防止について話し合う。
- ウ. 正しい接遇姿勢を目標とすることは、虐待防止の第一歩と位置付け日々業務にあたる。

(4) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 定期的に事業所会議を開催し、職員全員が入居者の状態を把握し、入居者に対し最適なサービス提供を行う。
また、積極的な意見交換を行い、業務の効率化、課題解決の場とする。
- イ. 業務の効率化を念頭に置いて、日々業務の見直し、改善を行う。
- ウ. 職員は業務上の消耗備品、電気、水道に至るまで、無駄のないように注意し節約に心がける。
- エ. 適切な接遇姿勢をサービス提供の礎とし、職員はいかなる状況においても、笑顔で対応し入居者に対し感謝の気持ちを忘れない。
- オ. 職員同士の情報共有を促進し連携強化に努める。職員の労働環境、健康状態に留意し、入居者サービスに最大の効果が発揮できる職場環境を整える。

令和7年度 居宅介護支援事業所フルーツ・シャトーよいち 事業計画書

○今年度の取組の概要

要介護状態になった利用者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続でき、自立できるよう適切な保健・医療・福祉サービス等、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

事業実施に当たっては、介護報酬改定の内容を理解し、適正に居宅介護支援を行うために事業所内外での学習会や研修会に参加すると共に、関係機関と連携し、介護保険制度全般について情報の共有が行なえるよう努める。

又、介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を構築・推進し、地域包括支援センター、各関係機関、地域住民の方々、町外の行政機関等と緊密な連携を行い、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、紹介する居宅サービス事業所に不当に偏りがないよう、公平中立な業務に努め、質の高いケアマネジメントの提供を出来るよう努める。

○重点的な取組み

（１）利用者の自立を支援できる質の高いケアマネジメントを行う。

ア. 利用者の心身状態や環境や生活ニーズの情報収集・分析し利用者が自立した生活を過ごせるよう、適切にアセスメントを行う。

イ. 利用者と家族の面談を通してニーズの把握、サービス利用に伴う居宅サービス事業所の複数の紹介、ケアプランに位置付けた理由の説明を適切に行う。

ウ. サービスの提供する事業所と情報共有を行い、利用者本位の自立支援と重度化防止、介護者の介護負担が軽減できるように努める。

エ. 地域包括支援センターや各関係機関との連携を強化する。

オ. 疾病を抱えていても在宅生活が継続できるよう、医療機関への情報提供や交換を行い適切なサービスを利用

出来るよう連携を強化する。

- カ. 介護支援専門員 1 名の取り扱い件数が最大 44 件となる事で、居宅事業所の総給付管理件数増加に努める。
- キ. 利用者・家族の状況や実情を総合的なアセスメントに基づき、法人の特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護の情報を積極的に提供し、利用につなげる事で住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援する。

(2) 事業所の運営安定化や人材確保等への取り組み推進

- ア. 事業所内外での計画的な研修を実施、地域包括支援センターや他の居宅介護支援事業所との事例検討や研修会参加、介護支援専門員実務研修者受入れ、必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する事で、特定事業所加算（Ⅱ）を算定し事業安定の取り組みを行う。
- イ. 地域包括支援センター、町内外の医療機関との情報交換や連携強化、介護総合相談スペースあったか業務を通しての相談にて介護予防支援・総合事業の利用者の確保に努める。
- ウ. 積丹町地域包括支援センターと事業対象者・要支援・要介護者の状況把握のために情報共有や連携強化、地域情報連携の会議に参加する等、利用者の確保に努める。
- エ. 新人の介護支援専門員が、適正にケアマネジメント業務遂行ができるよう継続して育成に努める。
- オ. 介護保険サービスを必要とする利用者の支援や事業所の安定した運営の為に、事業内の介護支援専門員を通しての紹介、種々の事業所との関りや研修会を通しての人材情報収集や紹介、介護支援専門員実務研修実習受け入れにより介護支援専門員の人材確保を行う。
- カ. 医療と介護の連携の強化に伴い、入退院や末期癌利用者の対応、平時から医療機関との連携を密接に行う。
- キ. 介護総合相談スペースあったか業務を行う事で、地域

住民の介護ニーズの相談を受け適切な支援を行うと共に地域包括支援センターとのスムーズな連携を行う。

ク. 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランは検証する。

ケ. 感染症対策、感染症や自然災害時の業務継続、高齢虐待防止、ハラスメント対策に向けた取り組みを強化する

コ. 障害福祉制度の相談支援専門員との密接に連携する。

サ. 事業所内外の研修等を通じて、介護支援専門員個々の能力向上を図るよう努める。

シ. 地域包括ケアシステムの構築の推進のため、地域ケア会議に参加し、関係者や地域との連携強化を図る。

ス. 主任介護支援専門員の持つ高いケアマネジメントの専門性を生かし複数の課題を持つ支援困難ケースについて積極的な支援に努める。また、地域の介護支援専門員の支援や相談を行いケアマネジメント技術の向上支援を行う。

セ. 介護保険申請に関するに個人番号（マイナンバー）の個人情報管理は、取扱いマニュアルに基づき行う。

（３）地域社会から信頼される事業所作り。

ア. 積極的に地域に出向き、介護ニーズの把握に努めるとともに適切なサービス提供を行う。

イ. 特別養護老人ホームとの連携で24時間連絡体制をとり、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保する。

令和7年度 余市町地域包括支援センター 事業計画書

○今年度の取り組みの概要

関係機関との密接な連携により、高齢者が住み慣れた地域で、最後まで生き甲斐と尊厳を持って自分らしい暮らしができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスと質の高いケアマネジメントが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む。

高齢者の自立した生活を地域全体で支援していくために、医療と介護等の専門職をはじめ、民生委員等の関係者で、包括的かつ継続的な支援体制を構築するために地域ケア会議を実施する。さらに要支援者等の自立支援と重症化防止に向け、介護支援専門員がケアマネジメント力を高めることができるよう自立支援型地域ケア会議に参加する。

介護保険サービス等の公的サービスのみならず、諸制度やインフォーマルなサービス等、多様な社会資源を活用し、安心して日常生活が送れるよう包括的及び継続的に総合支援を行う。

多くの地域の方が訪れるイオン余市店に事務所を置いている利点を生かし、日常生活の身近な保健医療・介護等に関する相談窓口の拠点として、高齢者をはじめ、障がい者等の、様々な生活環境の方の介護相談支援が一層充実するように努め、介護保険関連事業所等と障害者制度相談員等と連携し、総合的に相談できる入口相談機能等を担う。

福祉・保健・医療をはじめ、生活困窮者支援事業所等の関係機関や各地区の民生委員・区会等の協力を得て、地域が抱える課題やニーズの把握に努め、地域住民が自立した生活を営めるよう取り組みを行う。

○事業への取り組み

(1) 第1号介護予防支援事業

ア. 地域の高齢者が住み慣れた余市町で安心して生活を継続できるようにするため、本人ができることは、でき

る限り本人が行う事を基本としつつ、主体的な活動と生活の質を高める事ができるよう、介護予防ケアマネジメントを行う。

- イ. 介護保険等関連情報の活用とP D C Aサイクル（計画・実行・評価・改善）の構築・推進を行う。
- ウ. 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすために、自立支援型地域ケア会議において、多職種の関係者が協力して、要支援者等の生活課題の解決や状態の改善を検討することで、介護支援専門員のケアマネジメント力が向上できるよう取り組む。

（２）総合相談支援事業

高齢者等の心身状況と生活実態の把握に努め、保健医療・公衆衛生・社会福祉等関連施策に関する総合的な情報提供と関係機関との連絡調整を行い、適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行いながら、更なる問題の発生を防止するために、地域の様々な関係者とのネットワーク構築を図る。

（３）権利擁護事業

- ア. 専門機関として虐待相談を受け、「余市町虐待防止マニュアル」に基づき、余市町・在宅介護支援センターと連携を図り、計画的な支援を積み重ねて、虐待の終結に向けた支援を行う。
- イ. 高齢者・家族及び関係機関等からの相談や実態把握によって、その被保険者の判断能力や生活状況等を把握した結果、医療機関の受診や福祉サービス利用等の契約に関して支援が必要な場合、預貯金等の財産管理など、成年後見制度の利用が必要と判断した場合は、余市町と連携を図り支援を行う。

（４）包括的・継続ケアマネジメント事業

- ア. 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による高齢者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービ

スの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取り組みを通じ、高齢者が地域において、自立した日常生活を営む事ができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う。

- イ. 居宅介護支援事業所等の関係機関との連携強化に努め、支援が必要な高齢者に対して積極的なセンター利用を促進し、地域住民の協力を得ながら、認知症や精神疾患・経済破綻等による困難事例について、地域ケア個別会議を行い、余市町の現状や課題等を複合的に把握する。
- ウ. 民生委員協議会の地区定例会に参加するなど、関係団体との連携を図り、支援を要する高齢者等の把握に努め、一般介護予防事業等の利用に繋げる。
- エ. 介護予防や認知症の方への支援・包括ケアについて、様々な機会を通じて学習会・講演会の開催を開催し、普及啓発活動の実施に努める。
- オ. 余市町内の居宅介護支援事業所を対象に研修会を行い、居宅介護支援事業所の担当利用者・家族に対して、自立支援・介護予防の視点を深め、質の高いケアマネジメントが提供できるよう取り組む。
- カ. センター職員が外部の研修会に参加することにより、専門的知識・技術を取得する事で専門職としての資質が向上にできるように努める。

(5) 認知症についての取り組み

- ア. 地域で暮らす方や働く方などを対象に、認知症サポーターの養成を引き続き行うと共に、小中高生を対象にした認知症キッズサポーター養成講座を行い、幅広い世代が、認知症の方を支える事ができる地域づくりに取り組む。
- イ. 認知症の方やご家族が、地域で孤立する事なく、安心して過ごす事ができるよう、認知症推進員と協働し支援する。
- ウ. 認知症カフェ等の地域の方が集まる場に参加し、認知症について不安を感じている本人・家族へ相談支援を

行い、実情に応じた介護サービス等を活用し、これからも余市町で安心して暮らしていけるよう支援する。

(6) 地域社会から信頼されるセンター運営

- ア. 地域の方が多く訪れるイオン余市店に事務所を置く事で、地域の総合的介護相談の拠点として相談者が気軽に立ち寄る事ができ、相談者のニーズに応じた相談支援に努め、リーフレット・センター便りを活用し、地域にある高齢者向け住宅や様々な介護サービス情報について周知を行い、一人ひとりのニーズに合ったサービスが利用できるよう支援する。
- イ. 利用者の意向を最優先とし、公正・中立を基本とした業務を実施する。
- ウ. 介護保険に関する申請等において、個人番号等の個人情報を取扱う際には、取扱マニュアルに基づき適正に対応する。
- エ. 余市町が主体となって定期的な情報共有・連携強化の場所として設置する「協議体」に参加し、地域課題について、住民・関係機関と連携・協働し取り組み、地域の住民主体の支え合い・資源開発等を推進する。
- オ. 余市町医療・介護連携推進協議会に参加し、圏域の課題などを検討・情報共有を図り、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れたまちで自分らしい暮らしを続けていけるよう取り組む。
- カ. 感染症や自然災害時に継続的に支援提供できる体制の構築を図り、高齢者虐待防止とハラスメント対策に取り組む。

(7) 他市町村の地域包括支援センターとの連携強化

- ア. 後志における地域包括支援センター間の意見交換会による連携強化を図り、様々な事例に関する対応策等を研究するなどをし、介護給付事業のみならず、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとした地域支援事業について、地域の高齢者が適切にサービス利用出来るよう支援する。

令和7年度 介護総合相談スペース あったか 事業計画書

○今年度の取り組みの概要

365日開所する事で、日中は仕事などで相談することができなかった方をはじめ、土日祝日で行政機関が閉所している日に、都市部に住む家族が帰省し、認知機能低下などについて、家族が心配とする高齢者の変化について早期に介護相談を行って頂けるよう、体制構築に努める。

また、買い物に訪れた際などに、誰でも気軽に介護相談を行なうことができ、高齢者の方々のみならず、介護問題を抱えるご家族も気軽に相談に訪れることができる総合相談体制の構築を図り、相談者等が必要なサービスを利用する事ができるよう努めるとともに、余市町の地域福祉の充実に寄与できるよう運営に努める。

○重点的な取り組み

（１）相談支援機能部門の連携

ア．地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等と連携し、それぞれの専門領域知識を発揮し、相談者の実情やニーズに合わせた相談援助を行う。

（２）プライバシーを配慮した相談支援

ア．法人職員としての自覚を持ち、礼儀と節度ある接遇姿勢で相談支援を行うと共に、多くの地域の方が訪れる場であるので、個人情報に配慮が必要な相談の場合、プライバシーが守られる個室相談室を活用し、相談者の心理面を配慮した相談援助を行う。

（３）総合相談スペースとしての広範性の確保

ア．相談者一人ひとりのニーズに応じて介護保険制度のみならず、障害者制度・生活困窮支援に関する諸制度、地域にある高齢者向け住宅やインフォーマルサービス情報を活用した質の高い相談援助に努める。

令和7年度 余市町訪問配食サービス事業 事業計画書

○今年度の取り組みの概要

余市町と連携を図りながら、余市町訪問配食サービス事業実施要綱に基づき適正なサービスの実施に努める。また、地域の独居または高齢者夫婦世帯に対し、安否確認を適切に行い関係機関との連携を図る。

○重点的な取り組み

(1) 訪問配食サービス事業の運営安定化の取り組み推進

- ア. 余市町と連携し、サービスが必要な利用者については、適切なアセスメントをもとに早期利用の体制整備に努める。
- イ. 継続利用者については、余市町保険課・在宅介護支援センター等の関係機関でつくる「余市町訪問配食サービス調整ケア会議」にて、再アセスメントを行い6ヶ月毎の利用の確認を行う。
- ウ. 訪問時には、利用者の様子や会話に注意深く対応すると共に、日常生活に変化が無いことを確認し、変化がある時や安否が確認できない時などは関係機関等と連携を図りながら、家族対応を含めて本人の安全の確認に努める。

(2) サービスの質の向上

- ア. 利用者の食事形態に合わせた食事内容とし、健康に配慮した上での嗜好を取り入れ、健康で自立した食生活の一端を担っていく。
- イ. 利用者に対しては、法人職員としての自覚を持ち、礼儀と節度ある接遇姿勢で臨んでいく。

令和7年度 児童養護施設 櫻ヶ丘学園 事業計画書

○はじめに

児童養護施設櫻ヶ丘学園の事業理念を、

【すべての子どもたちが、夢や希望を持てるように】

と定め、利用する児童と家族に対して、人としての尊厳を守り、社会の一員として健康であり希望を持って生きていけるエネルギーを生み出せるよう、あたたかく支援してゆくことを目指していく。

事業理念に基づき施設運営の柱を、

- ・ 社会のニーズにこたえることのできる安定した施設運営を行う。
- ・ 地域社会に対して、施設機能を生かした貢献を行う。
- ・ 専門職としての使命感と責任感をもった職員意識の向上に努める。
- ・ 子どもたちの権利擁護に努め、個々がおかれている課題の理解と解決に向けた支援を行う。

また、国が推進している施設の小規模化・多機能化・高機能化について、令和11年度末までに整備が必要とされていることから、策定した計画の課題にどう対応していくかの検討をすすめるとともに、必要に応じた準備を行う。具体的には、定員の見直し、人材の確保と育成、建物の改修、修繕等を踏まえた予算の確保（積立金）、労働環境の整備を継続して対応していく。特に人材の確保は最重要課題である。

そして、養育の本質を変えることなく「児童の健全育成と自立に向けた支援」の在り方、子どもたちが安全安心に生活できる施設生活の充実のために事業を進めていく。

○重点的な取り組み

（１）児童の権利擁護、最善の利益を追求するために健全育成と自立に向けての取り組みを行う。

- ア. 日々の支援活動を検証し児童養護施設としての役割を理解する中で児童の健全育成と自立に向けての支援、安全安心のできる施設生活を展開する。
- イ. 地域小規模児童養護施設の充実と新たな地域小規模児童養護施設開設に向けての準備をおこなう。
- ウ. 施設の小規模化・地域分散化の基礎とすべく小規模グループケアの生活支援を充実させる。

- エ. 心理療法担当職員による心理的ケアの充実を図るとともに施設の高機能化にむけて課題整理を図る。
- オ. 看護師の配置と看護師を中心とした看護ケアの支援体制を構築する。
- カ. 児童養護施設における食育を考察し推進していく。
- キ. 生活の主体である子どもたちの意見や活動を日常生活支援により反映させる取り組みを構築する。
- ク. 退所した児童に対し、個々の状況に応じ必要な支援を行うことにより、社会的な自立を支援する。

(2) 社会のニーズ、地域のニーズや期待に応じていく取組

- ア. 里親制度及び里親への支援協力を図る。
- イ. 児童家庭支援センターの開設に向けての取り組み。
- ウ. 子育て支援短期利用事業の取り組みの充実を図る。
- エ. 施設の小規模化・多機能化・高機能化に向けた推進計画を検討する。

(3) 職員の意識の向上と専門技術の向上を図る。

- ア. 日々の業務の中で報告・相談・連絡の徹底を計り責任ある業務を行う。
- イ. 日常業務の在り方を検証する。(業務マニュアルの精査)
- ウ. 各人の役割を明確にし、役割を理解し、各人が責任をもって円滑に業務の執行を行う。
- エ. 内外研修(オンライン含む)等を通し専門技術の向上を図
- オ. 施設としてのリスクマネジメントの検証と構築を図る。

令和7年度 地域小規模児童養護施設 さくら 事業計画書

○はじめに

児童養護施設桜ヶ丘学園の事業理念を、

【すべての子どもたちが、夢や希望を持てるように】

と定め、利用する児童と家族に対して、人としての尊厳を守り、社会の一員として健康であり希望を持って生きていけるエネルギーを生み出せるよう、あたたかく支援してゆくことを目指していく。

事業理念に基づき施設運営の柱を、

- ・社会のニーズにこたえることのできる安定した施設運営を行う。
- ・地域社会に対して、施設機能を生かした貢献を行う。
- ・専門職としての使命感と責任感をもった職員意識の向上に努める。
- ・子どもたちの権利擁護に努め、個々がおかれている課題の理解と解決に向けた支援を行う。

○地域小規模児童養護施設 さくら

児童養護施設桜ヶ丘学園の事業理念と施設経営の柱に基づき、本体施設の分園として余市町にて事業を展開する。

定員を6名までとし、児童の権利擁護、最善の利益を追求するために健全育成と自立に向けての取り組みを行う。

また、子どもたちがごく当たり前に安心して暮らす家としての機能の充実をはかる。さらに、2ヶ所目の開設に向けた準備を行う。また、食事の提供も一部業務委託を図る。

○重点的な取り組み

- (1) 家庭的な生活に近づけ、児童の権利擁護、最善の利益を追求し、健全育成と社会的自立に向けての取り組みを行う。
- (2) 地域社会の一員として社会生活を通し社会的自立に向けての取り組みを行う。
- (3) 退所した児童に対し、個々の状況に応じ必要な支援を行うことにより、社会的な自立を支援する。

令和7年度 児童養護施設 北海愛星学園

事業計画書

○はじめに

児童養護施設北海愛星学園の事業理念

個人の尊厳と権利擁護を基本とし、温かい温もりのある生活環境により、子ども一人ひとりの情緒の安定と基本的生活習慣の確立を支援する。そして、将来、社会の一員として自立し、心豊かに健康でたくましく強く生きていける児童の養育に務める。

事業理念に基づく施設運営

- 1) 社会的養護を担う児童養護施設として、要支援児童の多様なニーズを受け止め、児童の権利擁護と最善の利益の確保に向けて、適切な運営とサービス提供に努める。また、子どもに対しては、いかなる理由があっても体罰や暴言は行わず、被措置児童虐待や子ども間の暴力・いじめのない、子どもたちが安心・安全な生活環境を提供する努力をする。
- 2) サービスの提供には、職員間の連携と子どもと職員が共に育つという視点から、子ども一人ひとりに対応した適切な支援に努めるとともに、児童相談所や各学校と連携し、家庭状況に応じた家庭環境の調整（再統合等）の取り組みを積極的に行う。
- 3) 地域社会の一員としての自覚を持ち、地域社会との連携を積極的に図る。

○重点的な取り組み

(1) 園舎改築移転計画

ア、施設の小規模化、地域分散化、多機能化に向けた園舎移転改築は、蘭越町に建設資金の不足分の支援をお願いしている段階のため、現状、計画は中断している。その結果次第では計画を大幅に変更する可能性も有り、引き続き蘭越町との協議を継続し、一年でも早く移転改築を目指していく。

イ、施設整備にあたっては蘭越町及び近隣住民の意見を尊重し、地域のコミュニティの核となるように準備を行う。

(2) 地域との連携、地域活動への参加

ア、子育て短期支援事業の取り組みの充実を図る

受け入れ体制の整備と利用者には安心、安全なサービスを提供

する。

イ、関係機関との連携

園舎移転改築に向けた町民の理解を得るための活動（後援会活動）
蘭越町要保護児童地域対策協議会への参加及び連携
道立蘭越高校の存続に向けた教育委員会、蘭越高校への協力

ウ、児童家庭支援センターの開設に向けた関係機関との協議

エ、小規模化・多機能化・高機能化に向けた取り組みの推進

（３）養育の質の向上

ア、「児童養護施設運営ハンドブック」を養育の基本として、子どもが社会生活を営む上で必要な知識、技術を日常的に伝え、生活能力や技術を取得できるよう支援する。

イ、子どもたちの養育において、職員の経験年数、年齢、性別などで養育の差が生じないように、養育の標準化を意識し、「機中八策」を養育支援の柱として実践していく。

ウ、日々の業務の中で、職員間の情報の共有と引継ぎや記録漏れ。また、職員の経験や年齢に関係なく、養育を実践するため支援のあり方を検討する。（養育支援マニュアルの改正）

エ、養育の質の向上には、職員の専門性を向上させ続ける取り組みが必要である。その専門性を「人材育成の８領域（人材育成の基本・資質と倫理・子どもの権利擁護・知識・子どもの支援技術・チームアプローチ・家族支援・里親等支援）」から、レベルに応じた人材育成を図る研修体系を確立していくための、園外研修等への積極的な参加を推進すると共に園内研修の充実に取り組む。

オ、子どもの権利擁護に務め、子どもたち一人ひとりが安心、安全に生活できる施設生活の充実のため、子どもとの対話を中心とした支援を心がける。また児童福祉法改正による子どもの意見表明権について、北海道の取組状況を確認し、意見表明支援員（アドボケート）の導入に取り組んでいく。

カ、子ども家庭ソーシャルワーカー取得の奨励。

キ、自立支援担当職員を配置し、退所者（ケアリーバー）から連絡しやすい体制を整え、関係機関等との連携により支援にあたる。

令和7年度 地域小規模児童養護施設 kuu まこまないⅠ・Ⅱ

事業計画書

〇はじめに

児童養護施設北海愛星学園の事業理念

個人の尊厳と権利擁護を基本とし、温かい温もりのある生活環境により、子ども一人ひとりの情緒の安定と基本的生活習慣の確立を支援する。そして、将来、社会の一員として自立し、心豊かに健康でたくましく強く生きていける児童の養育に務める。

事業理念に基づく施設運営

- 1) 社会的養護を担う児童養護施設として、要保護児童の多様なニーズを受け止め、児童の権利擁護と最善の利益の確保に向けて、適切な運営をサービス提供に努める。また、子どもに対しては、いかなる理由があっても体罰や暴言は行わず、被措置児童虐待や子ども間の暴力・いじめのない、子どもたちが安心・安全な生活環境を提供する努力をする。
- 2) サービスの提供には、職員間の連携と子どもと職員が共に育つという視点から、子ども一人ひとりに対応した適切な支援に努めるとともに、児童相談所や各学校と連携し、家庭状況に応じた家庭環境の調整（再統合等）の取り組みを積極的に行う。
- 3) 地域社会の一員としての自覚を持ち、地域社会との連携を積極的に図る。

〇重点的な取組

- ア、kuuまこまないⅠ（男子寮）の隣家を、kuuまこまないⅡ（女子寮）として新たに4月に開設する。隣家のため、ある程度一体的に運営ができるよう、実際に子どもを受入ながら運営の仕方を模索していく。
- イ、退所児童（ケアリーバー）への自立支援の拠点として、自立支援担当職員を中心に、ケアリーバーの大多数が札幌市内及び近郊に在住していることから、ケアリーバーの受け皿（相談・仮住居の提供など）としてkuuまこまないⅠの2階を有効に活用する。2か所の運営が軌道に乗れば、2階を自立生活援助事業所Ⅱ型（定員2～3名）として計画を進める。
- ウ、高校生を対して長期休業を利用した自活訓練による自立に向けた支援を行う。
- エ、町内会の一員として積極的に地域活動に参加し、子どもたちの安心、安全な生活が守られるよう取り組む。
- オ、保育士養成校も近隣にあることから、積極的な採用活動を行う。

令和7年度 児童福祉施設 にき保育園 事業計画書

はじめに

保育所保育指針に基づき心身の健全な育成を図ります。

にき保育園では子どもや保護者に安心して利用される保育サービスの充実に向け、保護者の意見や要望などを聞き取りやすくする体制作りや透明性のある保育運営を目指し、仁木町及び小・中学校と連携をとりながら保育事業の継続に努めます。

重点的な取り組み

(1) 保育内容の充実

- ア 保護者や子どもがより安心して利用できる保育を目指し、一人ひとりの発達に寄り添い、保育を受ける子どもの生活を保障する。
- イ 子どもと保育士の良い関係を深め、子どもを尊重した保育の実践を行う。
- ウ 教育・保育要領、保育指針に基づき、幼児教育の支援計画をより充実させ、保育所保育と小学校教育の円滑な連携が図れる支援を行う。

(2) 職員の育成と資質向上

- ア 職員一人ひとりが自分の考えを意見として話し合える環境を継続し、個々の特質を生かせるような集団作りをしていく。
- イ 職員の専門性向上に向けた研修等を行っていく。

(3) 地域における公益的な取組

- ア 仁木町の子育て親子が利用できる園庭開放などを企画する。また子育てについての悩みや不安などについても相談に応じていく。
- イ 小学生の保育園体験・施設見学の受け入れや、年長児と小学生が交流を深める学校事業の受け入れ、中学生の職場体験学習として学生の受け入れを行い、地域との交流が深まる事業を継続する。

(4) 児童福祉施設事業充実の推進

- ア 安全と施設環境の充実に努め、仁木町と協議を継続し子育て環境の充実を目指す。
- イ 保育DXを検討し、施設の人材確保や業務軽減など働き続けやすい職場作りを目指す。

令和7年度 地域子育て支援拠点 おおきな木 事業計画書

はじめに

家庭で子育てしている親子に対し、育児不安や子育ての孤立を解消するよう積極的に取り組む中で、親同士の出会いと交流の場として、また子ども達が自由に遊び関わりあう場として、地域の親子・家庭・地域社会の交わりを作り出す場としての機能を目指します。

重点的な取り組み

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - ア 子育て親子のニーズを把握しながら、遊びや交流などの機会を提供して利用向上につなげる。
 - イ 親子の交流を深める企画・推進。
- (2) 子育て等に関する相談・援助
 - ア 仁木町保健課や他機関との連携を図りながら、相談援助の充実を図る。
 - イ 担当職員の技術向上を目的とした研修など学習の機会を設定し、相談援助業務の向上に努める。
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
 - ア 保育園との連携を図りながら保育園での取り組みを知る機会の提供、保育園の見学や一時預かり等の利用についての情報提供を積極的に行う。
- (4) 子育て支援に関する講習会等の実施
 - ア 地域の子育て親子に役立つ講習会の実施を行う。
- (5) 地域における公益的な取組
 - ア おおきな木の絵本貸出しによる地域貢献を目指した取り組みを継続する。